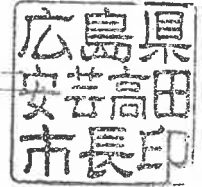


令和4年2月9日

安芸高田市議会議長 宍戸 邦夫 様

安芸高田市長 石丸 伸



一般質問における不適切な事例について

予てより指摘してきましたが、依然として一般質問において、①通告内容が抽象的で漠然としている、②一問一答の形式に即して質問を行わない、といった不適切な事例が散見されます。

①については、議員必携に「単なる質問事項のみで要旨が記載されていない通告は、議長は受理できないし、また受理すべきでない」と記されており、明らかに議長の責任で対処すべき問題です。

また、②について議員必携には、「単なる事務的な見解をただすにすぎないもの、制度の内容の説明を求めるもの、議案審議の段階でただせるもの、あるいは特定の地区の道路改修などを要望するためのものなど、一般質問としては適当でない」と説明してありますが、まさに該当する事例が発生しています。結果、一方的な主張や要望に終始し、一問一答の形式から大きく外れています。一般質問が「あくまで質問に徹すべき」ものである以上、議長は職務として議事整理権を用いて議員を注意しなければなりません。

以後、このような不適切な事例が発生しないよう、改めて議長の職責を自覚し、議員を指導するよう要請します。